



SoftBank

石巻市と石巻専修大学とソフトバンク株式会社との 包括連携に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と石巻専修大学（以下「乙」という。）とソフトバンク株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙がＩＣＴの利活用をベースとし、石巻市の様々な課題を解決することにより、市民の利便性の向上を図り、もって地域の教育の向上、社会経済の発展及び公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して協力する。ただし、その具体的な内容並びに当事者の権利及び義務については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

- (1) 教育・スポーツの振興に関すること。
- (2) インバウンド観光の振興に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 子育て支援に関すること。
- (5) 地域産業の振興及び支援に関すること。
- (6) 働き方改革に関すること。
- (7) その他本協定の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 本協定は甲、乙及び丙の三者間の包括連携協定とするが、甲及び乙は、平成20年2月4日に締結した石巻市と石巻専修大学との連携に関する協定に基づき、引き続き地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的として連携を図るものとする。なお、本協定は、乙丙間、甲丙間の二者間で実施し得る場合の包括連携協定としても有効とする。

（機密情報及び個人情報の取扱い）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び遂行に際して知り得た相手方の業務上の秘密について、本協定の実施に必要な範囲内でのみ使用するものとし、第三者に漏えいしてはならない。

2 本協定の実施に当たり相手方に対して個人情報を提供する場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令に基づき当該個人情報を取り扱うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成32年1月24日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも解約の申出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解約）

第5条 甲、乙及び丙は、解約希望日の3か月前までに相手方に書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別途、これを書面にて定めるものとする。

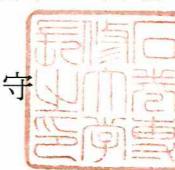
本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年1月25日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長 亀山 紘



乙 宮城県石巻市南境新水戸1番地
石巻専修大学
学長 尾池 守



丙 東京都港区東新橋1丁目9番1号
東京汐留ビルディング
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内謙

